〔共同研究:社会福祉援助技術の研究〕

新しい社会福祉援助実践の展開

――社会福祉援助技術と現場実習との連係に向けて――

 松
 本
 眞
 一*

 大
 谷
 悟**

序章 本学における社会福祉援助技術現場 実習の種類と目的

本論は、共同研究プロジェクト (96共106) の研究テーマであった「社会福祉援助技術の研究」を主たる内容としていますが、社会福祉専門職養成教育の3本柱 (講義、演習、実習) の一つである社会福祉援助技術現場実習において、実習生が現場で学習すべき最重要課題の一つが社会福祉援助技術の修得でありますから、本論に入る前に、本学においてどういう種類の社会福祉実習が整備され、どういう目的で実施されているか、また社会福祉援助技術と現場実習との連係について触れておきたいと思います。

社会福祉援助技術現場実習は、実習生たちがやがて社会福祉専門職としての使命とアイデンティティを会得し、且つ社会福祉専門職業に従事するために必要な専門知識や援助技術等を修得していく上で必要不可欠な社会福祉教育の一形態(専門教育科目)でありますが、本学における社会福祉実習教育には、①社会福祉援助技術現場実習II(以下、実習IIと略称)、②社会福祉援助技術現場実習II(以下、実習IIIと略称)、③社会福祉援助技術現場実習III(以下、実習IIIと略称)、④社会福祉援助技術現場実習IV(以下、実習IVと略称)、⑤精神保健福祉援助実習(以下、
上野IVと略称)、⑤精神保健福祉援助実習(以下、
上野IVと略称)、⑤精神保健福祉援助実習があります。以下、この5種類の内容およびその目的について概略を説明します。

(1) 「実習 I」は、社会福祉を専攻する1年次 学生に対して福祉現場(主として老人福祉施設, 障害者福祉施設,児童福祉施設)の見学を通し て社会福祉に関する問題意識を醸成させ、福祉 現場の仕事の意義と重みを実感させるとともに, 現場への根拠のない不安や誤解を払拭させ、見 学実習を通して「社会福祉」を正しく現実的に 理解させることを目的としています。また、本 実習は、実習生がこれから社会福祉を体系的に 学ぶ一人の学徒として, また今後の人生をどう 生きるかを自らに問いかける一人の青年として, 自己理解・自己覚知を深めることのできる機会 を提供することを狙いとしています。いわば[百 聞は一見に如かず」を地で行く社会福祉教育が 実習 I であると言えましょう。また,本実習は, 単に見学して終りではなく, 見学の際に現場の 実習担当者から施設処遇等に関する種々の情報 を聴取し、また諸資料をいただいて帰り、それ らを基にレポートを提出させ、小グループに分 かれたクラス毎にディスカッションさせるとい う方法を採っています。さらに、各グループ合 同の報告会および全体総括を実施します。「実習 I」は、1年生全員参加の必修科目であり、社 会福祉士国家試験に必要な受験資格科目の一つ でもあります。

(2)「実習II」は、実習Iとは異なり、社会福祉施設等の学外実習先に2年次実習生を配属し、約2週間実際に福祉サービスを受けている利用者への援助活動に直接参加させる実習形態です。 実習生は、まだ殆どが未成年者で社会福祉の知識や援助技術も不十分ですので、専ら現場職員の指導監督(スーパービジョン)の下で職員見

^{*}本学社会学部

^{**}本学社会福祉実習室室長

習的な資格で参加することになります。学生が 現場実習に参加する前後には,大学の実習担当 教員および非常勤講師(施設実習担当者)が手 分けして実習に関する心構え, 実習施設の概要, 施設処遇の内容、利用者の理解、援助技術の基 本, 職業倫理などについて指導します。また, 実習終了後も実習日誌やレポートを提出させ, 実習報告会を実施し,全体総括を行います。こ の実習は、社会福祉の現状を福祉現場の実態を 通してより深く適切に理解して, 社会福祉専門 職への洞察(自己の職業的適性の把握を含む) と職業的アイデンティティの育成を図ることを 主たる目的としますが、必修科目ではありませ んので、履修を回避することも可能です。但し、 社会福祉士国家試験を受験する者は、実習IIが 受験資格科目の一つにカウントされますので, この実習を履修しなければなりません。

(3)「実習Ⅲ」は、実習Ⅰ・実習Ⅱを履修した 学生の希望・関心に応じて社会福祉施設のみな らず,福祉事務所・児童相談所などの社会福祉 機関、社会福祉協議会などの団体等の学外実習 先へ4年次生を配属し、より実践的且つ多角的 な視点から福祉サービス利用者への援助活動に 直接参加させる実習であります。本実習の目的 は、実習生が4年次までに学んだ社会福祉に関 する多くの知識や技術,職業倫理等を実習を通 して検証するとともに、ばらばらの知識や技術、 倫理等を実習を通して統合することによって社 会福祉を総体として理解することを目指してい ます。また、現場実習の終局的な目的は、「優れ た実践力を身につけた社会福祉専門職員を養成 すること」にありますから、自ら希望する実習 施設(または機関・団体)での実習を通して自 らの職業的アイデンティティを確立し,卒業後 の職場の確保に繋げていくことが望まれるので す。

なお、実習IIIは必修科目ではありませんが、 実習 I・IIと同様に社会福祉士国家試験の受験 に必要な指定科目となっています。

(4)「実習IV」は、実習 I・IIを履修した学生 個人の関心によって病院、保健所など保健医療 機関での実習を希望する者に対して、当該保健 医療機関へ実習生(4年次生)を配属し、保健 医療対象者への福祉的援助活動に直接参加させ る実習形態であります。本実習は、端的に言え ば、医療福祉士(メディカル・ソーシャルワー カー、以下、MSWと略称)の養成を目的とし た実習であり、そのために必要な諸要件、つま り保健・医療に関する基礎的な知識や技術、関 連知識の理解、MSWとして必要な専門知識、 技術、職業倫理等を身につけ、患者に対する相 談・指導援助およびリハビリテーションに関す る資質・能力・技術を修得することを目指しま す。

現場実習の実施方式としては、「実習III」の場合と同様に、大学の授業と併行して毎週1~2日現場実習に通う交互型実習(サンドウィッチ方式)と大学の夏期(または冬期)休業期間中に一度に集中して配属実習を行う集中型実習(ブロック方式)という2方式がありますが、実習委託先や実習生の希望により、交互型と集中型を組み合わせた結合型実習(コンビネーション方式)という形態で実施することもありえます。

(5) 「PSW実習」は、学則改定によって2000 年度から「精神保健福祉士」受験資格課程を本 学社会学部社会福祉学科教育課程(カリキュラ ム)の中に導入したことに伴なって設置された もので、精神保健福祉士国家試験を受験する資 格を得るために履修しなければならない指定科 目の一つであります。本実習は、端的に言えば、 精神保健福祉士(サイキアトリック・ソーシャ ルワーカー, 通常 PSWと略称) の養成を目的 とする配属実習(約4週間)であり、実習生が 現場体験を通してPSWとして必要な知識・技 術および関連知識(精神医学,リハビリテーシ ョンなど)の理解を深めることを目標とします。 また、実習生は、精神障害者に対する相談援助、 社会復帰の援助能力・技術および職業倫理(人 権尊重,守秘義務など)を身につけるとともに, 関連分野の専門職種(医師,看護婦など)との 連携のあり方を理解することが求められます。

配属実習先は、精神病院、一般病院・総合病 院の精神科・神経科、保健所並びに精神障害者 社会復帰施設(リハビリテーションセンター、ディケアセンターなど)等です。大学実習担当教員は、配属実習に入る前に、実習委託先の実習担当者と協力して実習オリエンテーションや視聴覚学習、現場体験学習(見学実習)等を実施したり、配属実習を終えた後に全体総括を行うことなどが求められています。なお、本実習の実施方式については、「実習IV」の場合と同様です。

本章の終りに、社会福祉援助技術と現場実習 との係わりについて触れておきます。厚生省が 国家資格となった「社会福祉士」の養成課程で 必要不可欠なものとして指定科目とした社会福 祉実習の正式名称は、「社会福祉援助技術現場実 習」であります。「社会福祉士及び介護福祉士法」 (1987年) 制定以降, 厚生省は, 従来のヨコ文字 の呼称を排除し、ケースワークを個別援助技術, グループワークを集団援助技術、コミュニティ ワークを地域援助技術と呼ぶように指導してい ますが、同様な方針から、「ソーシャルワーカー」 を"社会福祉士",「ソーシャルワーク」を"社 会福祉援助技術"と呼ぶことにしています。こ の方針からすれば、社会福祉援助技術現場実習 は、「ソーシャルワーク現場実習」となり、ソー シャルワーカーを養成するための現場実習とい うことになります。また、厚生省の方針に従っ て実施している本学の5種類の現場実習も,一 言でいえば、ソーシャルワーカー養成のための 実習ということになります。

もともとソーシャルワークとは、端的に言えば、人々の社会関係に重点をあてた活動によって、個人の社会的機能を高める働きかけのことをいいますが、個別援助技術(ケースワーク)や集団援助技術(グループワーク)、地域援助技術(コミュニティワーク)などはその下位体系であり、ソーシャルワークは、それらの下位体系(一般的には7つの技術論から成る)を総括した社会福祉実践活動の総体を意味しています。また、そうした社会福祉実践活動に従事する社会福祉専門職者がソーシャルワーカーであると理解することができます。

したがって, 社会福祉援助技術現場実習にお

いては、実習生は、ソーシャルワークという専 門援助技術の内容を理解するとともに, ソーシ ャルワークを現場実習の中で実際に活用し、「相 談援助業務」を中心に利用者を支援していく姿 勢が求められるのです。他方、社会福祉実習教 育は、大学実習担当教員、現場実習担当職員お よび実習生という3者のトライアングルによっ て成り立っています。それゆえ, 実習生のみな らず,大学実習担当教員(非常勤講師を含む) および現場実習担当職員がソーシャルワークの 内容を理解し、それぞれの持ち場においてそれ らを活用し、それらに添って実習生を指導でき るというソーシャルワーク関連知識・能力・技 術を有していることが重要であります。そうい う意味で、とくに現場の実習担当責任者を選ぶ 際は、施設まかせにするのではなく、ソーシャ ルワーカーとしての資質・能力のある人(たと えば、社会福祉士資格保有者)にお願いするこ とが重要であるということを繰り返し強調して おきたいと思います。

【補注】

(1)次章からは、社会福祉実習室の大谷悟室長が新しい社会福祉援助実践(ソーシャルワーク実践)の潮流について論説を展開しています。大谷悟室長も共同研究プロジェクトの構成メンバーでしたが、こうした論旨を展開できる能力があることは、本学の実習責任者の立場・役割からしても極めて貴重な存在であると言えると思います。

(2)「ソーシャルワーク」について勉強してみたい人には、最近中央法規から出版されたばかりの『ソーシャルワーク実践と支援過程の展開』(太田義弘編)という著書を是非ご購読されることをお薦めします。同書は、ソーシャルワークの最新理論をわかりやすく解説するとともに、各分野(児童、障害者、高齢者、精神障害者)でのソーシャルワーク実践の方法・技術について詳説しています。

(以上, 松本眞一担当)

第1章 社会福祉専門職養成教育の現実的 位相

わが国の社会福祉は今、大きなパラダイムの 転換期を迎えています。そのキーワードは,「ノ ーマライゼション」,「利用者本位」,「地域福祉 の推進」,「規制緩和」等が挙げられます。1990 年(平成2年)4月には「老人福祉法等の福祉 関係八法律の一部改正に関する法律」=いわゆ る福祉八法の改正、1997年(平成9年)6月の 「児童福祉法」改正,2000年(平成12年)4月 に於ける「介護保険法」の実施等と目白押しに 行われています。さらには戦後我国の社会福祉 制度の根幹ともいえる「社会福祉事業法」の改 正も日程にのぼりつつある段階へとさしかかっ ています。これら一連の福祉改革の流れは、社 会福祉分野に限った変革だけではありません。 中央省庁改革等に見られる行政改革、規制緩和 の推進, 地方分権の推進, 情報公開法の制定, 特殊法人の改革等に見られる大きな流れの一部 なのです。目指すところは「小さな政府」への 移行です。現在、厚生省で検討されている社会 福祉基礎構造改革関連法案はその仕上げとも言 えます。その改革の大きなねらいは、従来の公 費による措置制度を根幹から変革し、多様なサ ービス提供者(事業者)の参入を促し、社会福 祉分野にも「契約」を基本とした市場原理を導 入しようとするものです。従って、社会福祉サ ービス利用者に対する「契約」関係を支援する 利用者者保護の仕組みが必要になってきます。 社会福祉基礎構造改革で自己選択・自己決定の 支援や権利擁護・苦情処理の仕組み、提供され るサービスと質の確保や評価及び情報公開等が 検討されるゆえんでです。

時あたかも、厚生省は1999年(平成11年)8 月に「社会福祉の増進のための関係法令の整備 等に関する法律案(仮称)制定要綱」を発表し、 今後の専門職養成のあり方を改正する旨を明ら かにしました。そこでは社会福祉主事任用資格 の改正及び「福祉専門職の教育課程等」を見直 し、社会福祉主事・介護福祉士・社会福祉士等 の養成課程の改正を実施し、早ければ2000年(平 成12年) 4月から施行するとしています。

そこで本稿では、①長く社会福祉施設現場にいた経験を基に現場の視点で、社会福祉専門職養成教育における若干の問題点を指摘する。その上で、②社会福祉サービス利用者に対する「対等な関係」を基軸にしたこれからの新しい社会福祉援助技術としてのアドボカシー・エンパワメント・コンサルテーションの概念について、実践事例を交えながら、21世紀に向けた社会福祉実践(ソーシャルワーク実践)の枠組みを提示をしようとするものです。

第1節 社会福祉現場からみた専門職養成教育 の概括

社会福祉士・介護福祉法が成立して、従来の 「福祉実習」が、社会福祉士の養成課程の 一環として「社会福祉援助技術現場実習」(以下 現場実習と略)として新たに位置づけられ、す でに11年を経過しています。旧来の「福祉実習」 は期間的にも2週間ないしは10日間と短く,多 くの施設・機関にとっては、内容も福祉職員実 習といった実務を体験する程度で体系だったも のは必要ありませんでした。ところが、社会福 祉士制度の導入に伴って,現場実習期間は 4 週 間と規定され実習時間も180時間以上となりま した。しかも、現場実習で何をどう学ばせるべ きかということについては、「社会福祉施設現場 実習指導マニュアル」が指針としてだされた程 度で,具体的内容ついては,旧来通り個々の施 設・機関側に委ねるものでした。施設の現場か らすればそれは、「社会福祉士の実習と言われて も 4 週間・180時間もの長い期間,何をどう学ば せたらよいのかわからない。」というのが正直な 実感でした。それは多くの施設や機関に共通す るものであったと思います。それに比べると、 介護福祉士の実習に関しては、「介護実習」と「実 習指導」の2つの項目に分離されており、各々 に目標と内容が設定され、内容も細かく規定さ れています。介護福祉実習は何をどう学ばせる かといった点で,介護技術の習得や実践,介護 計画の作成などわかりやすく, 実習の効果測定 も行いやすいといえました。(巻末資料参照)

専門職教育……倫理・価値・知識・技術

専門教育 ……援助技術 ケースワーク,グループワーク,コミュニティワーク,ソーシャル・

アドミストレーション, ソーシャルワーク・リサーチ, ソーシャル・

アクション

関連技術 ケアマネジメント、ソーシャルサポートネットワーク、スーパービジ

ョン, カウンセリング

 \downarrow

社会福祉現場実習 施設・機関実習は24日間以上,且つ180時間以上

図1 社会福祉士養成教育の内容

そのような状況は、社会福祉士としての業務や必要とされる援助技術及び実践過程を確かめきれないまま、現場実習の指導を行うことを意味していました。従って、現場実習として何を、どう学ばせればよいのか、どんな条件整備をすればよいのか、評価及び効果測定はどうするのかといった点においてまったく手探りの状態でした。それは同時に、実習受け入れ施設・機関の考え方により、現場実習の内容が随分異なるという恣意的な状況を生んできました。そのような状況は、「顔がみえない社会福祉士」と揶揄される現実と似ています。社会福祉士として必要とされる援助技術の確かさや、その業務内容や実践過程が描ききれないまま資格のみが先行している状況と同じであったとも言えました。

一方, その資格法を制定した厚生省からの社会福祉士養成教育の内容は, 相談援助業務を行う専門職という位置づけで, その養成のあり方を簡単に図式化すると図1のようになります。

このように見ると、いかにも系統だった専門 職教育のようにみえますが、問題は二つ存在し ています。

一つは厚生省が指定した実習先入所型施設及び社会福祉機関に対する支援施策の不在です。 本来社会福祉施設は利用者の生活援護サービスを主としており、教育機関ではありません。社会福祉各法に規定された最低施設基準による人員配置のため、それでなくても利用者の処遇で精一杯の現状のため、どうしても通常業務の片 手間で行なわざるを得ません。社会福祉機関も同様に、利用者のプライバシー保護と業務優先のためなかなか実習を受け入れる余裕はありませんでした。従って、例えば実習生を多数受け入れる施設機関には、人件費補助を行うなどの実状に配慮した支援施策が存在しないと実際には充分な実習体制が構築できないのです。

もう一つは、先に述べたように社会福祉現場と教育機関の連携が充分にとれていないことです。実践の場である社会福祉現場と社会福祉理論を研究する教育現場が乖離しており、本来の専門職養成である「どのような価値・知識・技術を有した福祉人材」を「どのような方法・手段」をもって育成すべきかという共通基盤を有していなかったことです。

しかし、そうであっても制度的・理論的には ①その習得した理論や社会福祉援助技術が実践 の場でいかに使われているかを知ると同時に、 ②それらを実際に部分的ではあっても自分で試 みるという演繹的な手法による専門職養成の枠 組みがつくられたことは、従来のあり方に比べ ると意義は大きい。つまり社会福祉援助技術現 場実習はその習得した技術や知識を実践の場で いかに使われているかを知ると同時にそれらを 実際に部分的ではあっても自分で試みることに よって、現場実践と理論の遊離を防ぎ、理論を もとに実践をあてはめると言う演繹的な手法に より、実践と理論の一体化、もしくは実践の科 学化を目指すからです。同時に又、専門職とし て守るべき倫理や規範 (スキル) をも合わせて 学ぶという目標も設定されているからです。

それはあたかもエキスパートとエンジニアの 養成のあり方に似ています。つまり、エキスパ ート養成のあり方は、まずやってみること(つ まり社会福祉実践),ともかくなんでもよい、ど んな方法や手段でもよい、ともかくクライエン トの問題解決が計られればよいのです。その際, 専門教育は不用であり、資格等はどうでも良い のであってその熱意と努力、そして人格が備わ っていれば足りるのです。明治以降の社会事業 を支えた篤志家の多くはそうであったし、又今 日でも社会福祉施設で語られる「資格ではない。 要するに人だ」という根拠は此処にあるといえ ます。又、事実そういった人材が入ることによ って活性化が計られることもあります。即ち経 験することによって育つということであります。 未熟であればあるほど可変的であり、経験によ ってその器がいかようにも変化するのです。そ れは又同時に人間の本質に根ざすものでもある のです。

それに対して、エンジニア養成のありかたはまず問題を解決するにあたって、理論的な枠組みから出発します。何が問題で、どういう広がりを持っているのか、ターゲットは何か等々のアセスメントを行い、援助の手段・方法等について検討した上で、実践を行い効果測定を実施します。そのような理論的な取り組みを通じて問題を解決していこうとするのです。

このようにみてみると、理論的には社会福祉 専門職養成は、旧来の玉石混合したエキスパート養成の段階から、社会福祉士・介護福祉士法 成立によって、専門技術を有したエンジニア養 成の段階に入ったことを伺わせます。

しかし、制度的・理論的には、エンジニア養成の段階に入ったとはいえ、資格法が制定され11年間の歳月を経ても、尚現実にはエンジニア養成の為の理論・方法論(専門援助技術)と実践(現場実習)は、リンクしたものとなっていないのが現状です。(図 2 参照)

このような現象は、ヒューマン・サービスを行う医学・教育・福祉といった3つの分野の内、

福祉分野にのみ生じている現象です。社会福祉士・介護福祉士法が成立して11年の月日を要しても、尚その社会福祉援助技術取得の「場」は確立していないといえます。『専門性を高めてから、資格法を作るということもあるが、逆に資格法を作ることによって専門性を高めるという面もある。』(京極高宣「福祉専門職の展望~福祉士法の成立と今後」全国社会福祉協議会:1987年)といった社会福祉の専門性を獲得する戦略的視点にとどまっているのが現状です。

現実の社会福祉現場は介護福祉士・保育士・ 教員の介護体験実習,ボランティアの受け入れ・ 育成に忙殺されており、「エンジニア養成教育」 を求める環境にはありません。さらには介護保 険導入をめぐる介護支援専門員受験資格の拡大 (福祉職種に限らず)などにみられるように、 社会福祉の専門性を高める方向を示しておらず、 尚混迷の度合を深めているのが現状です。

第2節 社会福祉基礎構造改革と福祉専門職養 成課程改正

措置制度によって提供されてきた福祉サービスを,「契約」によって利用するように制度改革を計るべく,2000年度の社会福祉基礎構造改革を予定しています。同時に,その改革に伴う福祉人材の養成のありかたについて検討を加えるべく平成10年9月に厚生省は,「福祉専門職の教育課程等に関する検討会」を設置し,わずか3回の会合をもって,平成11年3月に検討会報告書をまとめたのです。そこでは今後の期待される福祉人材について以下のように記載されています。

福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告 【社会福祉士】

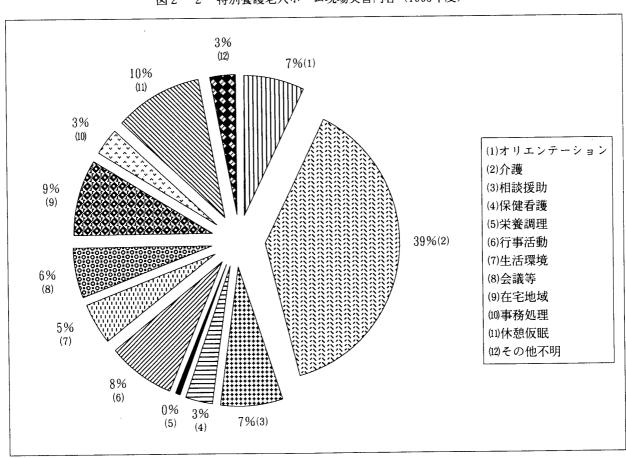
- 1.生活上の援助を必要としている者及びその家族が抱いている問題を的確に把握し,適切な相談援助技術を活用して必要な援助を提供できること。
- 2. 具体的な援助過程において、人権の尊重、権利擁護、自立支援の視点にたった相談援助ができること。
- 3.他の保健医療従事者等と連携し、協働して援

新しい社会福祉援助実践の展開

図 2-1 老人福祉施設現場実習内容(1995年度)(実習内容の数字の単位は分である。)

			夜勤回数	他所実習	オリエン テーション	介護	相談援助	保健看護	栄養調理	行事活動	生活環境	会議等	在宅地域	事務処理	休憩仮眠	その他 不明	合計
老	合	計	66	178	60117	319036	64880	27735	4045	70880	43199	53718	70850	28110	83145	23633	846998
人福	9				7. 10%	37. 67%	7. 67%	3. 28%	0. 48%	8. 37%	5. 10%	6. 34%	8. 37%	3. 32%	9. 82%	2. 79%	100%
<u>推</u>	平	均	1.03	2. 78	939. 32	4984. 9	1013.8	433. 4	63. 2	1107.5	679. 98	839. 3	1107. 0	439. 2	1299. 1	369. 3	3234.3
老人福祉施設全数64	最	大	3	14	3835	9020	3600	1690	460	3535	2345	2015	4470	3220	2525	2125	19215
64	最	小	0	0	0	1820	30	0	0	0	0	150	0	0	0	0	10860
特则	合	計	57	170	54025	297306	53825	23930	3540	58860	36749	48003	68965	24060	73460	22533	762906
養	9	6			7. 08%	38. 97%	7.06%	3. 14%	0. 46%	7. 72%	4. 82%	6. 29%	9. 04%	3. 15%	9. 63%	2. 95%	100%
特別養護老人	平	均	0. 98	2. 93	931.5	5125. 9	928. 0	412. 6	61.0	1014.8	633. 6	827. 6	1189. 1	414. 8	1266. 6	388. 5	13153.6
ポー	最	大	4	14	3835	9020	2270	1690	740	2315	2345	2015	4470	2690	2400	2125	19215
ム 56	最	小	0	0	0	1820	30	0	(0	0	150	0	0	0	0	10860

図2-2 特別養護老人ホーム現場実習内容(1995年度)



東北福祉大学研究紀要 1995年「現場実習内容分析について」宮崎法子

助ができること。

4. 資質の向上を図るために自己研鑽とともに後進の育成に努めること。

【介護福祉士】

- 1. 感性豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、 意志疎通を上手く行って介護を必要とする人 との信頼関係を築くことができること。
- 2.要介護者等の状況を判断し、それに応じた介護を計画的に実施しその結果を自ら評価できること。
- 3.介護を必要とする人の生命や人権を尊重し、 自立支援の観点から介護できること。
- 4.他の保健医療従事者等と連携し、協働して介護ができること。
- 5. 資質の向上を図るために自己研鑚とともに後進の育成に努めること。

【社会福祉主事】

ここでは期待像としては明示されておらず、 社会福祉主事任用資格制度の課題についてふれ ています。従来の社会福祉主事任用資格及び養 成教育だけでは不十分であるという認識を示し、 1)それぞれの職種・職域の特性に応じた学習課 程の設置、2)講習会の受講の義務化、3)科目指 定だけでなく、科目の目標及び内容を明示し、 養成機関における教員要件を定める等としまし た。

第3節 期待される福祉人材とその方向の検討 『福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告』によって示された期待される福祉人材像は、その理念と目標によってもないうまでもなくーマライゼション理念であり、利用者主体の原則に基づく地域共生の目標を語りながら、なお「療養型病床群」を増やし続け、理念や目標を展開しつづける有り様は、どのように理解すればよいのでしょうか。ノーマライゼション理念や、利用者主体の原則に基づく地域共生という言葉だけが先行し、行政や各種専門家、家族等の思惑によって、目標から外れたところで内味の異なる施設福祉施策が展

開されています。在宅福祉サービス・地域福祉 サービスの絶対的な不足こそ、施設福祉の推進 が叫ばれる土壌であり、かつての我が国の歴史 でもありました。そのような施策の反省に立て ば、施設福祉の充実よりもまず在宅福祉・地域 福祉サービスの量的・質的整備の増強を図り、 多種・多様化する当事者・家族のニーズに対応 していくような施策が行われるべきです。ノー マライゼション理念や, 利用者主体の原則に基 づく地域共生はそのような施策の展開の中でこ そ具現化され、自己決定の尊重や対等な関係に 基づく福祉サービスの提供などが、真に求めら れていくことになるのです。このような新たな 施策への転換を目指して, 「メガトレンドとして 確認された利用者民主主義と地方分権化を組み 合わせて、社会福祉の新しいパラダイムをどの ように作り上げていくかが、21世紀に向けての 社会福祉の最大のテーマであるといってもよい であろう。」1) と中村優一氏は指摘しています。 さらに社会福祉の人権論として, 河野正輝氏は, ①自己決定 (self-determination), ②参加 (participation), ③エンパワメント (enpowermennt) の強化の3つの原理を挙げた上で、社会福祉サ ービス利用に伴うスティグマの解消をめざして, 「消費者 (consumer) としての自己決定・選択 の主張」2) といった権利擁護の視点の大切さを 指摘し、今後の社会福祉のあり方を示していま

ノーマライゼション理念や、利用者主体の原 則に基づく地域共生の目標といったゴールをき ちっと施策の中に位置づけた上で、期待される 福祉人材像が描かれるのでなければ、何のため の人権尊重であり権利擁護なのか、誰のための 介護支援計画(ケアプラン)であり、自立支援 なのかといった方向性をもたない形式化した原 理・原則のない技術論に傾斜してしまいます。

¹⁾ 中村優一『現代社会福祉の展開と21世紀への新 しい潮流』(社会福祉研究60号) 鉄道弘済会 1994 年7月

²⁾ 河野正輝『社会福祉における人権論の課題~イギリスにおける研究動向の紹介』(社会福祉研究57号) 鉄道弘済会 1993年7月

従って、期待される福祉人材を養成する理念や目標をしっかりと施策の中で位置づけた上で、社会福祉専門職養成の改革がなされる必要があります。そして同時に、このような変革の時代に応じた利用者主体・人権擁護の視点を内包した社会福祉実践を行うためには、歴史的な社会福祉援助実践のあり方も検証しておく必要があります。

第2章 社会福祉援助実践アプローチの歴 史的変遷

第1節 社会福祉援助実践アプローチの概括

ノーマライゼション理念や、利用者主体の原則に基づく地域共生の目標に基づく施策が実施されても、それを具現化する主体及び実践が必要になってきます。ここでは、社会福祉援助実践(ソーシャルワーク実践)における臨床的・実践的なアプローチについて概括し援助者と利用者との対等な援助関係のありかたについて考察します。

わが国のソーシャルワーク実践の教科書³⁾等で解説されている実践的アプローチには、以下のものが列挙されています。

①「心理社会療法モデル (The psycho-social therapy model)」 ホリス

徴底した専門的アプローチを通じてクライエントの生活史を診断し、人と問題への対応を理解する姿勢を重視する。

②「機能派モデル (The functional model)」 スモーリー

個人は発達の意志をもつゆえに、処遇よりも 援助を重視し、その過程で機関のサービスを利 用することを重視する。

③「問題解決モデル (The problem-solving model)」 パールマン

人生は問題解決の過程から成立する。生活上 の問題はそれを経験する人のみが解決可能であ

- り、ワーカーはその援助を行うことを重視する。
- ④「行動変容モデル(The behavior-modification model)」 トーマス

変化の技法と特定の行動変容技法を強調する。 クライエントの現在の行動面に焦点をあて,急 性の不全状態を短期間で改善するとこを重視す る。

- ⑤「危機介入モデル (The crisis-intervention model)」 カプラン, ラボポート
- 2,3週間の短期介入を原則として,均衡状態 の崩れとしての危機(外傷的,発達的)を改善 することを重視する。
- ⑥「課題中心ケースワークモデル(The task-centered casework model)」 ライド,エプスタイン

12回以内の短期面接を通じて,課題を明白にし,クライエントと処遇契約を結ぶことを重視する。

⑦「ホリステック・モデル ('Holistic' model)」 ピンカス・ミナハン「4つのシステム」・ソー シャルワーク実践を4つのシステムとして把握 する。問題に応じて、目標を設定し、4つのシ ステムの相互作用を重視する。

いずれのモデルにおいても、1)援助者とクライエントとの関係に焦点があたっていること、2)ゴールの設定とそこに至る過程に各モデルとしての特徴性が現れていること、3)実践価値と規範を重視していることの3点が特徴的です。

そしてまさにこれらの点において、従来の社会福祉援助実践論争も展開されてきました。とりわけ①心理社会療法モデル(診断主義)と②機能派モデル(機能主義)の論争は今日でも尚完全に克服されているとは言い難い状況にあります。

診断主義と機能主義の論争は、要援助状況と クライエントに対して精神分析的にアプローチ する手法(診断主義)が、はたして「社会福祉 実践(ソーシャルワーク実践)」の技法として正 しいかどうかという点が論議の的でした。機能 主義の立場からは、「クライエントが何度も発見 する事を可能にする提供過程のための構造にお いて、組織がクライエント自身の動機を引き出

^{3) 『}三訂社会福祉養成講座 1 社会福祉原論』・『三訂社会福祉養成講座 8 社会福祉援助 技術総論』・『三訂社会福祉養成講座 9 社会福祉援助技術各論 I』 福祉士養成講座編 集委員会 中央法規出版 1999

し組織化したり、最も有利な活用の仕方を採用 するための決定と規制である。」と規定し、1)ク ライエントの自己決定権の尊重,2)構造化され た時間活用の必要性, 3)援助機関の方針や手順 の重視を強調し、「技法や理念、治療的な概念に 没頭するあまり、ソーシャルワーカーが問題や ニード,人,課題を見失っている」⁴という批判 が行われました。ワーカーが「精神分析学的理 論に支配されてきた」

5 結果, 二流の精神分析学 者になってしまう危険性への警鐘でもありまし た。これに対して、診断主義の立場から「機関 機能に対する機能主義的概念化は、機関の機能 に基づきワーカーの役割や活動を明確に規定し てしまい、そのことがワーカーが対応するクラ イエント・ニーズに基づいた分類を制限するこ とになる。」6)と批判し、データ収集方法と仮説 検証に対する信頼性についても疑問がなげかけ られました。この意味では、ハミルトンが指摘 しているように、機関の方針や手順機関の方針 や手順は、治療過程の中心よりも下位に位置づ けるべきであるという指摘は注目に値します。

このような論争を背景に、機能主義と診断主義の統合化を図る動きが見られるようになりました。自我心理学と学習心理学を基礎にしたパールマンの『ソーシャル・ケースワーク:問題解決過程』(Social Casework: A Problen-solving Process)は、機能主義と診断主義の統合を意図したもので、問題解決モデルと呼ばれ、ソーシャルワーク実践モデルとして提示しました。又、バイステック(Biestik、F.)は、機能主義原理を継承して『ケースワーク関係』(The Casework Relatinship 1957)を著し、専門的援助関係の7原則(個別化、意図的感情の表現、統制された感情的関与、受容、非審判的態度、

クライエントの自己決定,秘密保持)を提示しました。その後,「ソーシャワークの母」と敬称されるリッチモンドが再評価されるところとなり,個人の心理的側面のみを重視する実践に対して,社会的な文脈で個人の理解,生活問題への援助視点を継承・拡大していくこととなりました。しかしながら,1960年代から70年代において,米国の専門職ソーシャルワークは,貧困問題に代表されるような社会問題に対処仕切れない事が明らかになり,これまで社会福祉サービスを受けていないクライエントのニーズに対応する新しい方法を探求していく事を余儀なくされました。

第 2 節 「医学モデル」から「生活モデル」へ の転換

「社会福祉援助実践(ソーシャルワーク実践)」 は、その対象を個人か社会かあるいは個体か環 境か, という直線的な思考様式を使用しており, 科学の思考,とりわけ因果律の究明をベースに 展開してきた側面が強く、多くの人種や移民が 入り交じった複雑な関係や麻薬・エイズ問題 等々を抱かえる「貧困」問題に対処できなくな ってきたのです。つまり人間界に生起する事象 の因果関係を微にいり、細をうがって分析し、 解明した上で、問題解決を計ろうとする (医学 モデル)ものですから、これが高度化すればす るほど部分が明らかになる反面、全体像や周辺 との関連や状況との関連性が等閑視されるよう になります。従って、複雑にからんだ貧困問題 や多問題家族に対する問題解決には対応できな くなってきたのです"。

社会福祉援助実践はこのように問題を持つ 人々や集団、地域を対象としてきたのですが、 治療対象として特殊化して考えるのでなく、人 と環境との関係や、生活者としての人々の日常 生活の全体に目を向ける援助技術が次第に必要 されてきたことを意味しています。それはホリ スの心理社会治療の実践モデルからエプスタイ

⁴⁾ Marha M Dore, Function Theory; Its History and Influence on Contmporary Social work Practic, Social Service Reviw (September 1990) 高橋幸三郎訳

⁵⁾ 松原康雄[60年代後半のケースワーク理論の「ゆらぎ」について」『明治学院論叢第575号, 社会学・社会福祉学研究99』, 明治学院大学社会学会, 1996

⁶⁾ Spicke. P. Social Policy; Themes and Approaches, Prentice Hall 1995

⁷⁾ 岡本民夫「ライフモデルの理論と実際―生態学的アプローチー」『ソーシャルワーク 研究』Vol. 16 No. 2 相川書房1990

ンの課題中心アプローチに継承されるところと なり, 又同時に他の危機介入モデル, 行動変容 モデル等を生み出していきます。さらに、ジャ ーメンらによる生態学的視座は、ソーシャルワ ーク実践に対して生活モデルによるアプローチ のための理論的基礎を提供しました。生活モデ ルでは、問題が人と環境の接触面にある生活空 間における不適合により生じるとし, 人間行動 と社会事象の関係について、そのエネルギーが どのようにシステムに影響を与えているかを明 らかにしました。援助目標は不適合を適合状態 に変化させることで、方法として個人の適応能 力を強化する事と環境の応答性を増大させるこ とです。機能主義と同様に、この実践モデルは 成長と変容の継続的過程に関わる要素として, 人間のパーソナリティを考え、多様な社会的障 害が生活の過程で妨げになっている状況にお いて、ワーカーの役割は、利用者の多様な社会 的障害の除去と成長過程を促進させることで す8)。これは、システム理論から導入した概念で もあります。

旧来の「医学モデル」による社会福祉実践は 科学の思考に基づき、問題の生じる原因と結果 を一定の法則性で結びつけたのに対し、「生活モ デル」による社会福祉実践はそれを、生態系を 形成する個体と環境との交互作用に求めて、決 して限定をしません。生起してくる事象のなか に作用している因果法則を特定の要因に求めず, システムや生態を構成している個体と環境との 交互作用に求め、特定しないところに特色があ ります。生態系の中で生きた組織と環境が出会 えば、そのインターフェイスになんらかの交互 作用が生まれ、その関係を活用して自力で問題 解決を遂げていきます。そういった能力を捉え てC.ジャーメインはそれを「対処能力」と呼び, 環境とのインターフェイスに生きる人間の能動 性を支持していこうとする,ソーシャルワーク 実践の中心に据えました。対処能力の支持概念 は、「関係性」「力量」「自律性」および「自尊」

です9)。

るといえます。

つまり「医学モデル」は、その対象を一般社会の中で特定された問題を持つ、人、集団、地域とし、その問題に焦点が当てられ治療をおこなったのに対して「生活モデル」では生活世界の中でストレスを体験した普通の生活者と環境というように、その人全体をその人を取り巻く環境の両者の交互作用に目を向け、「対処能力」を高めることを目的とした援助をおこないます。このように両者のソーシャルワーク実践場面におけるワーカーと援助者との関係は、医学モデルでは専門家への信頼と依存、生活モデルではパートナーシップということになります。対象者とその問題だけに目を向けるのではなく、「対処能力」を使い生活に取り組んでいるその人の生活全体と捉えた点にその特徴に見いだせ

第3節 社会福祉サービス提供システムと社会 福祉実践

社会福祉実践アプローチ・モデルは、その専 門援助技術であるケースワーク・グループワー ク・コミュニティ・ワークにおける診断主義・ 機能主義の統合化を目指して、ジェネリック・ ソーシャルワーク構築を方向を示し,その際新 たにシステム論や生態学の枠組みを援用しなが ら従来の「医療モデル」から「生活モデル」へ の変容を計ったことは先に述べた通りです。つ まり、従来から集積されてきたソーシャルワー ク理論・概念から構想されたソーシャルワーク 実践モデルに,一般システム論や生態学の概念 をメタファとして導入することによって理論的 枠組みを強化し、それまでの「医学モデル」か ら人間主義的な科学的実践モデルへの転換を計 ったといえます。換言するならば,援助関係に おける利用者のコンピテンスに着目し、その生 活を指導するのではなく側面的に支援すること を通じて,利用者の課題を解決しようという方 向に向かっているともいえます。このような傾

⁸⁾ 小島蓉子「ソーシャルワーク実践における生態学とは何か」『社会福祉研究』No. 46 鉄道弘済会 1989

⁹⁾ 佐藤豊道「社会福祉実践の生活モデル―生態学的アプロート」『社会福祉研究』No. 36 鉄道弘済会 1985

向は、実際のサービス供給の場面においてもあらわれていると言えます。利用者の自立支援(側面的な援助) への志向という意味で、ケアマネジメントの導入が、その傾向を最も良く表していると言えます。

確かにケアマネジメントは、従来からソーシャルワークに想定されていた諸機能を強調したサービス提供形態であるとも考えられ、とりたて不利しいものではないとみることもできます。

しかしながら、コミュニティでケアを確保す るためには, 利用者と社会福祉サービス提供組 織との接合だけではなく、フォーマル・インフ ォーマルを含む多様な社会資源(ヒト・モノ・ カネ・情報)から提供される広範な活動とサー ビスのマネージメントの必要性があります。そ してその機能は「消費者のためにサービスを確 保し,保障する」10) ことにあり,従来のソーシャ ルワーク関係における対象理解との間には一定 の距離があることも確かです。とはいえ,こう したケアマネジメントの目指すところは、ソー シャルワークにおけるライフモデル同様、利用 者(消費者)の自立支援の重視であると言うこ ともできます。しかしながら、社会福祉の利用 過程には,一方ではそれを阻害するスティグマ の存在が指摘されています。

福祉サービスの利用上するうえで、スティグマ(stigma)の存在は時代、文化、地域をこえて常に中心的な課題であると言えます。今日、日本でも多くの指摘がなされていますが、公的扶助を含めた社会保障給付や福祉サービスの利用におけるスティグマはとりわけ困難かつ伝統的な問題です。社会福祉利用者におけるスティグマは、1)社会福祉サービスや給付それ自体に内在する、2)利用者が他者の権力やそれに基づく福祉サービスに服するという二重の焦点に対する理解が必要になってきます¹¹⁾。換言するならば、福祉サービスの利用において他に選択の

余地ない利用者が不本意ながらサービスを受給 せざるを得ない事態であるとも理解できます。

従って、サービス提供過程の問題として、そのスティグマの解消策なり緩和策なりを実施する必要があり、その為には、第一に、福祉サービスは利用者の尊厳を維持することに関わること、第二に、利用者は常に弱い立場に置かれていること、第三に、利用者の権利が裁量によって既に制限されていることを理解して行われる必要があります。

このように、社会や時代の変遷と共に、新しい枠組みや考え方を取り入れて、社会福祉実践アプローチの変容が行われている訳ですが、21世紀に向けて今後どのような視点と社会福祉援助技術がが必要になってくるのかを次章で見てみたいと思います。

第3章 新しい社会福祉援助実践アプロー チの視点

第1節 利用者の権利擁護の視点

社会的に不利益を被りやすく脆弱な立場にある人々が福祉サービスを利用する場合に、彼らに対するスティグマ付与や施策からの排除を回避するためには、何らかの「権利」を主張することの意義は大きい。この場合に主張される「権利」には、大きく分けると二種類あります。

その一つは、人間らしく生存するための権利であり、福祉サービス利用者に正当な受給資格があると認める「基本的人権」です。これは人間の尊厳、つまり人間らしく生存するための権利であり、我が国の憲法11条にも「基本的人権の尊重」が謳われています。即ち、他に代替えのきかない「かけがえのない存在としての人間(個人)」の自由権や社会権を保障しています。換言するならば、万人が持つ基礎的権利であり、この権利に基づいて、社会的不利益を被りやすい人々が社会福祉サービスを受けることになります。そして、その根拠は、ある種の援助がなければ彼らは深刻な事態に陥ってしまい、「かけがえのない存在としての人間(個人)」の尊厳を奪われるところに存在します。

もう一つは、ただ人々が権利を持つと主張す

Orme. J. and Glastonbury, B Care management; Tasks and Workloads, macmillan, London

¹¹⁾ マレル, S. J. 1973 (安藤延男監訳)『コミュニティ心理学』新曜社

るだけにとどまらず、彼らの権利を強めること に関わる「具体的権利」と「手続的権利」の強 化です。現行の社会福祉各法においても,各法 に規定する施策は立法府の裁量に委ねられてお り、個々の利用者の具体的権利は有せず、高齢 者や障害者は常に客体にすぎない存在となり, 社会福祉サービスの受給はその施策の「反射的 利益」を受けているにすぎないこととなってい ます。しかもその社会福祉福祉サービスや社会 保障給付に関する具体的申請手続き規定は数多 く設けてあります。従って個々の利用者に対す る「具体的権利」を明らかにし、「具体的権利」 を獲得していくことと, その「手続的権利」を 保障していく必要があります。例えば、現在大 阪市のホームヘルパー訴訟などがその例にあげ られるでしょう。平成7年11月脳梗塞の後遺症 による寝たきりの母親(88才)の介護をする長 男(63才)が、ホームヘルパーの派遣回数を増 やすように大阪市に申し入れたところ、1)長男 が介護していること, 2)既にホームヘルパーを 週2回派遣していること等を理由に、その申し 入れは却下されました。不服申し立ても、供給 過程の構造(資源の希少性など)によって却下 されました。その為、平成8年(1996年)に脳 梗塞の後遺症による寝たきりの母親(88才)と、 その母親を在宅介護する長男(63才)を原告に、 国と大阪市を相手どって、1日3時間・週7回 の介護型ヘルパー派遣を求めて提訴しました。

そのような状況において具体的権利を高める 方策は、このような訴訟を通じたリーガル・ア ドボカシー (法的代弁) です。こうしたリーガ ル・アドボカシー (法的代弁) を実施するため の司法手続きや、情報を得たりする権利が「手 続的権利」になるわけです。しかしながら、福 祉サービス受給者に利用可能な手続的権利は、 法的専門家の判断によって手続的権利からも閉 め出される場合や、法定費用などの問題から法 的救済の途が閉ざされてしまう場合があります。

このような社会福祉サービス利用者の権利を 擁護していくためには、福祉サービスや社会保 障給付を要求する利用者のエンパワメントを高 め、アドボカシー活動(社会や市民に対する啓 発活動,そして行政に対するキャンペーン活動 などを行うこと)が必要になってくるのです。 まさに歴史が証明するように権利は闘いとって いく必要があるのです。そのような権利擁護の 視点から,エンパワメントやアドボカシーの考 え方を社会福祉実践のアプローチに取り入れて いく必要があります。

第2節 アドボカシーとエンパワメント

社会福祉実践は,ただ単に福祉・医療・保険 サービスをコーディネートすれば足りるわけで はありません。社会福祉実践は、社会福祉サー ビス利用者の生活全体の中から、生活障害を引 き起こしている問題点を抽出し顕在化した上で ニーズを引き出し、利用者の個別の事情に即し て具体化し解決に導く過程で使用する援助技術 の総体といえます。そのための要件として, ① 利用者に関する知識と理解,②コミュニケーシ ョン能力、③福祉制度の知識、④援助技術(ケ ースワーク能力等)と調整能力等が必要とされ てきました。しかし、今後は、⑤法的知識と紛 争解決能力も必要となってきます。その際,⑤ の部分も含めた今後の社会福祉実践のキーワー ドとして、アドボカシーとエンパワメントとい う概念が重要な位置を占めてきます。

(1)アドボカシーとは

「アドボカシーとは、個人や仲間がエンパワ エーメントすることを支援する技術や方法の一 つであり、特に社会的法的な権利に関わる諸間 題に関して、①侵害されている、あるいは脅か されている本人(仲間)の権利性を明確にする ことを支援すると共に、②その権利性を侵害す る阻害要因との対決を支援し、③それらの問題 を解決する力やさまざまな支援を活用する力を 高めることを支援する方法と技術の総体」(『権 利擁護とサービスの質に関するシステムとは』 ノーマライゼーション1999年3月号日本障害者 リハビリテーション協会) と北野誠一氏は規定 しています。この枠組みを借りるならば、アド ボカシーは, 二つの側面から成り立つと考えら れます。即ち、一つは個別アドボカシーであり、 もう一つはシステムアドボカシーと呼ばれるも

のです。

- a)個別アドボカシー
- 1.社会福祉サービス情報が届かずにいるか、あるいは届いていても利用に結びつけることが 出来ない環境に放置されているか、又は社会 福祉サービスそのものを拒否する人々の発見 と制度利用への申し立て支援。
- 2.社会福祉サービス利用上で生じた事故や損害, あるいは人権侵害の救済を促すための本人の 権利性に対する説明と申し立て支援
- b)システム・アドボカシー
- 1.社会福祉サービス利用者がサービスの内味や 質を知ることができる情報公開制度とアクセ スの保障
- 2.社会福祉施設等に対するオンブズパーソン制度(被害を発見し,救済する第3者機関による仕組み)の確立
- 3.社会福祉各法に社会福祉サービス利用者の権利条項の明文化を計り、権利侵害の禁止と罰則条項の創設
- 4.社会福祉施設事業者の提供する施設サービス 等の質を規定するサービスガイドラインの制 定

以上のように、無力な状態や自分の意見を表明しにくい環境にいる社会福祉サービス利用者・家族を弁護し、解決に向けて提言するアドボカシーについて規定しましたが、次にこのアドボカシーと共に、そのような社会福祉サービス利用者・家族が自らの課題や権利を主張できるように力をつけていくエンパワメントについて触れてみたいと思います。

(2)エンパワメントとは

これは「相対的に脆弱な能力・権力(power)を有する者が、よりいっそうの能力・権力を獲得することができる」という考え方を意味しているとされます。ソロモンによる代表的な定義によれば、エンパワーメントとは「人々、組織、コミュニテイが自らの生活の統御力を獲得するためのしくみ」¹²であることが示されています。

12) Solomon, Barbara. B.Black Empowerment; Social Work in Opprssed Communities, New York: Columbia university Press 1976

ソロモンによれば、個人レベルのエンパワーメ ントは、自由や自律性に関わるものであって, その具体的な方策は社会的技能とコミュニケー ション能力を促進することであるとされていま す。他方,集団レベルのエンパワーメントとは, 直接民主制にルーツを持つ「参加」に関わるも のであって, その具体的な方策は, 参加者の個 人的能力を高め、政策過程とりわけその意志決 定過程に参加させることであるとさています。 この集団レベルのエンパワーメントは主に地域 の中で実施される方策であって,「コミュニテ イ・ソーシャルワーク」「近隣活動」「地域教育」 「コミュニテイ・オーガニゼーション」といっ た互いに関連するカテゴリーとして実施されて きた経過があります。とりわけ80年代以降の欧 米を中心に展開されてきた概念です。注目を浴 びるようになってきたのは、アメリカで女性や 黒人あるいは少数民族の権利擁護に関する援助 概念として、イギリスではコミュニティ政策の 中での援助概念として取り上げられるようにな ってからであり、日本で論議されるようになっ てまだ日が浅いといえます。その特徴は、①個 人に対しては、権威主義的な援助者―被援助者 の関係(支配・抑圧関係)から、その被援助者 が有する主体性や権利を回復し、問題解決能力 を高めることの重視、②集団及びコミュニティ に対しては、集団及びコミュニティ内に生じる 矛盾や抑圧に対決することを支援し、その問題 解決能力と相互支援力を高め、自律性や自治性 を獲得することを重視する点にあるといえま す13)。このようにエンパワメントは個人及び集 団から、コミュニティといった幅広いスタンス をもった概念と言えます。その最も実践的で顕 著な例が知的障害当事者によるピープルファー スト運動性1,あるいはアメリカの自立生活運 動性2におけるセルフアドボカシー性3であると いえます。つまり、そこでは障害当事者のセル フヘルプは4によるエンパワメントを形成して いるわけです。このような視点を含んだ高齢者・

¹³⁾ Lee, judith. A. B. The Empowerment Approach To Social work Practice. Columbia university. Press New York 1994

新しい社会福祉援助実践の展開

図3 当事者・家族変容プロセスの原因と対応

当事者の変化	↑ \(\)	家族の変化		
現在の障害	安タ			
寝たきり・痴呆	安リリ定とゲ	割り切り・受容		
具体的障害-3	/ 医 療 ア	<u>†</u>		
転倒による大腿骨骨折	・ ド 保 ボ	孤立・あきらめ		
具体的な障害 - 2	健 カ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬	1		
夜間不眠 (泥棒が入ってくる) 徘徊 (夜間外出) 失禁症状	一 時 分 離 場 フ ル ス ト レ ス り 選 壊 り 環	逃避・拒絶		
具体的な障害−1 ↑	思 思 ま 者 機 と ま 者	1		
ひどい物忘れ 他者に対する言葉の攻撃及び暴力 (自分が仕舞っておきながら他者 が盗った云々等の言動。)	家族会的状况	混乱・怒り		
器質的原因(基礎的事項) ↑	疾病に対する理解 の確認	↑ ·		
アルツハイマー型痴呆等	\wedge	戸惑い・否定		

家族側に立ったソーシャルワーク実践が望まれているといっても過言ではありません。

(3)具体的事例にみるアドボカシーとエンパワメント

ここでは、私の数々の相談事例を通じて、とりわけ痴呆症状から寝たきりにいたるまでの当事者及び家族の変化を取り上げ、その流れとプロセスを明示し、新しい社会福祉援助実践アプローチとしてのアドボカシーとエンパワメントについて具体的介入モデルの提示を試みてみます。

(図3参照)変容を示す当事者・家族にたいして、どのようなレベルでソーシャルワークとしての危機介入が効果的かを私見として図2の真ん中に示しています。

危機介入のレベルはおおよそ 4 つの段階に分かれます。

第1段階(発見・関わり) — 痴呆に対する本人及び家族の疾病に対する確認。(社会的には医療・保健現場でのインフォームドコンセントの確認)

第2段階(エンパワメント) ―患者・家族会

へのインフォメーション及びアクセスと効果確認 当事者(不安への癒し)・家族のストレス軽減(ヘルパー導入・ディサービス/ディケアーの導入、場合によってはショートステイ=但し、この場合は内容を精査することが必要です。ショートステイを利用することで、逆に症状を悪化させる場合があり得るからです。)

第3段階 (アドボカシー) ―当事者の痛みの 軽減及び褥創対応など医療・保健とのリンク 信頼するにたるサービス提供機関の人及びサー ビスの確立 (当事者サイドに立ったサービス利 用への支援)

第4段階―当たり前の生活リズムの確立 (ノーマライゼーション) 安定的なサービス提供とモニタリング

このようにエンパワメントやアドボカシーの 考え方を取り入れた社会福祉実践の提示を試み たわけですが、医療や保健との連携及び第3章 第1節のところでも触れた弁護士と連携などに 見られるように、今後の社会福祉実践は異業種・ 他職種との連携によって成立するといって成立 言ではありません。その際、連携を円滑に行う ためには、コンサルテーションの技術は欠かせ ません。社会福祉実践の場ではまだあまり活用 されていませんが、今後さらに異業種・他職種 との連携や協労作業が増えてくることを考える ともっと活用されて良い援助技術であろうと思 います。次にそのコンサルテーションの実際に ついて事例を挙げて述べます。

第3節 コンサルテーション

(1)コンサルテーションの由来

コンサルテーションという言葉は、企業経営についての知識、経験、技術の相談を主として発展してきた経過があります。企業・機関から依頼された部外者が客観性をもった第三者として、「職場の必要能力要件の定義づけ」(アカウテンシー・モデル)、「業績の定義づけ」(アカウンター・モデル)等に高度な専門的知識や技術を駆使して、経営分析に関与することなどを総称して使用されてきました。わが国にも戦後経営コンサルタントという呼称で普及しています。

わが国の社会福祉分野では、まだコンサルテーションに対する概念規定や定義は厳密な位置づけはなされていません。隣接領域の医学分野で一般病棟の患者の主治医及び医療スタッフに対し、精神科医が相談・助言を行うことをコンサルテーションと呼称していますが、近年精神保健福祉の分野、とりわけ地域精神保健福祉において用いられるようになってきました。伝統的な精神医療は、患者個人に焦点を当てた治療(医学モデル)を中心としていたのに対し、患者個人を含む地域環境に着目し、その環境へのアプローチ(生活モデル)を強調する立場から、介入するにあったての技法としてコンサルテーションの概念が用いられるようなってきました140。

(2)コンサルテーションの枠組み

コンサルテーションという言葉は前述したようにさまざまな意味で使用されますが、ここで言うコンサルテーションの枠組みは、キャプラン(CapLn, G)が地域精神保健福祉の観点から捉えたものを援用します。そこでは専門家として知識と技能を提供する人をコンサルタントと呼び、提供される側の専門家をコンサルティと呼びます。その両者の間で展開される相互過程をコンサルテーション関係とし、キャプランは4つの類型に分類しています。

- 1.クライエント中心事例コンサルテーション (clint-centered case consultation)
- 2. コンサルティ中心事例コンサルテーション (consultee-centered case consultation)
- 3.プログラム中心の管理的コンサルテーション (program-centered administrative consultation)
- 4. コンサルティ中心の管理的コンサルテーション (consultee-centered administrative consultation)

いづれにせよコンサルタントはコンサルティが 専門家として持てる知識や技術を効果的発揮で きるように専門的立場から助言・援助を行うこ

¹⁴⁾ G,キャプラン 新福尚武訳 『予防精神医学』 朝 倉書店 1970

とを主としています。従って、コンサルタントはコンサルティの所属する部外者であり、第3者的立場を保ちながら、コンサルテーションを展開します。

又, コンサルテーションの方法には, コンサルタントとコンサルティが1対1で行う方法とコンサルタント1人とコンサルティが複数いるなかで展開されるグループ・コンサルテーションの方法があります。いずれの方法をとるかは,おのおの利点と限界を知った上で実施されることが望ましいとされています。

(3)コンサルテーションの機能

①支援機能

コンサルタントもコンサルティも領域は異な るが専門家であって、スーパービジョン¹⁵⁾のよ うに同一職種間で行われるものではありません。 従って、両者の間に上下関係はなく、管理・監 督機能を有しません。又, 熟練者が未経験もし くは未熟な人に対して行うような教育機能を有 するものでもありません。コンサルティの抱か える内的な葛藤などは対象とせず、コンサルテ ィが抱かえる「問題解決の困難性」に焦点を当 て,問題解決が図れるように支援を行います。 例えば,児童相談所のワーカーが,不登校問題 で困っている学校から依頼を受けたと仮定しま す。児童相談所のワーカーは学校に出向き,不 登校生徒の担任教師の相談に応じ、なぜ生徒が 不登校になったのか一緒に考え、より生徒のこ とを理解できるように援助し、問題を明らかし ます。そして、問題解決に向けて教師の立場か ら具体的に取り組める対応を提案し支援します。 ②ネットワーク機能

コンサルテーションの展開場面で、コンサルタント・コンサルティ共にそれぞれの専門家としての立場からの問題解決に向けて一緒に検討を行いますが、ここでは互いの専門性のみをもってして対応方法を考えるのではありません。各々が専門家として、抱かえ込むのではなく地域の他の社会資源にも目を向けて、そこへつな

いでゆく (リファー) ことも同時に検討します。 先ほどの例で言えば、不登校児若しくは家族の セルフヘルプグループへの参画やメンタルヘル ス支援ボランティア・グループへの支援依頼で あったりもします。このように児童をめぐる地 域に存在する支援ネットワークを活用して、支 える体制を構築していく機能も有します。

③開発機能

前述した地域の他の資源がなければ、あるいはあってもほとんど活動していなければ、セルフヘルプ・グループやメンタルヘルス支援ボランティア・グループを作ったり、活性化を促したりするなどを行うことによって、地域のメンタルヘルス・レベルを向上させる開発促進的な機能も有します。

(4)コンサルテーションの実際

本事例は、ソーシャルワーカーと弁護士のコンサルテーション過程を通じて、現行法の限界と成年後見制度の必要性を示した事例です。

【事例の概要】

C夫 52才(長男) 障害基礎年金受給 視 覚障害1級・療育手帳「B1」

D子 78才 (実母) 遺族年金受給

C夫以外に子どもはなく二人暮らしで,近所付き合いもありません。親戚・親族としてD子の弟が他県に住んでいるらしいのですが,数十年音信が途絶えたままになっています。現在,ホームヘルパーが週2回家事援助を行っています。C夫は午前中はリウマチの診察に通い,午後は自宅でラジオを聞いたり,母親に頼まれた(紙に書いて貰う)買い物をしたりして過ごしている状態です。

福祉事務所のケースワーカーは、そんな重複障害のC夫を援助していましたが、ある日突然母親のD子が脳内出血で緊急入院しました。ホームへルパーが慌てて駆けつけ入院用品を準備していますと、タンスの中から2,000万円程度の現金が出てきました。とりあえず、福祉事務所でそのお金を預かり、C夫の生活はヘルパーが交代で訪問し支えることとなりました。入院後母親は、精神的状態も悪化し、C夫のことやお

¹⁵⁾ 荒川義子編著『スーパーピジョンの実際』川島 書店 1991

金のこと、親戚のことを尋ねても「わかりませ ん」というばかりで会話にならない状態でした。 一方でヘルパーの緊急派遣も限界に達し、今後 のことを検討しなければならなかったことや、 C夫の食事代等の日常の金銭支出があり、この まま続けていて法的に問題は起きないか等の疑 問がでてきました。そのうち、母親のリハビリ が始まり、若干痴呆症状を見せ始めた母親自身 「在宅復帰」に意欲を示しました。爪の火を灯 すように貯めたお金があり、そのお金を本人た ちの望む方向で有意義に使える「在宅復帰」の 検討はできないかと考え,弁護士にコンサルテ ーションを依頼しました。その間、D子の「在 宅復帰」も今すぐ無理なことから,C夫とD子 の了解を得て、C夫の施設への入所申請をする ことにした。

【コンサルテーションの依頼点】

- ①2,000万円の財産保全の仕方について
- ②福祉事務所が行っているC夫の毎日の生活費 や家賃の支出の適法性の可否について

【コンサルテーションの展開】

弁護士から①については,現状では二人とも 法的な行為能力はないと考えられ,禁治産宣告 (民法7条) により財産管理を行うことが良い と考えられる。身寄りがないなら公的機関 (市 長・福祉事務所長)が禁治産宣告を検察庁に請 求することができる。そのときの後見人(民法 839条~970条) は弁護士でも良い。しかし、弁 護士は財産管理は出来ても、身上監護(居所指 定,健康配慮,医療等の生活支援)はできない。 その部分はどうするのか。禁治産宣告をし、後 見人なって親の財産を握ったとたん、痴呆にな る前の親の意志を無視し、病院や有料老人ホー ム等へ入所させた事例の列挙にはいとまがない。 禁治産宣告するだけでは、利用者の意志を反映 した社会生活を営む権利は守れない。ドイツの 『世話法』のように本人がはっきりと意志表示 できるときに介護や生活支援を含めた財産管理 を委託する世話人に, 持続的代理権をあたえる 成年後見制度が必要である。仮に退院後、本人 の意志を反映した「在宅」での社会生活を営む ことになった場合、身上監護の部分を福祉事務

所が担うことが可能か。」との提案をいただいた。

②については、福祉事務所での財産管理は民法697条・698条に規定された「緊急事務管理」という後見人が選定されるまでの代理人にあたり、善意が前提の無報酬であれば法的問題は生じないとの見解をいただいた。

ただでさえ忙殺されている福祉現場で、出納帳を作っての金銭管理、ヘルパーとの連絡調整、入院先への見舞い等で多くの時間を費いやし、上司や同僚の了解は得られていたもののひとつのケースにかかりきりになる余裕がない現状や福祉事務所の機能から考えて、どこまで関われるのか等限界を感じ、在宅介護支援センターの活用も考慮いれて、在宅か施設かの処遇を考えることにした。

【事例の結末】

「施設」「在宅」等の選択肢を考え、処遇を検討している内に、D子の容体が急変し亡くなる。 C夫の最大の援助者であるD子が亡くなくなったため、C夫は施設入所となる。又財産については何十年来音信不通となっていた弟が現れ、弟が後見人となって、財産管理を行うこととなった。

【コンサルテーションの分析】

この事例では、コンサルティ中心の事例コンサルテーションが実施されている。即ちコンサルティの問題解決がはかれるように、弁護士という専門的立場から問題点を整理・明確化し、提案を行うことで支援しているのである。ここで重要なことは、ケースワーカーが弁護士からの提案に躊躇している所にある。スーパービジョンと違い、その助言や提案を受け入れるか、否かの判断はコンサルティーが行うのであって、助言や提案を実行させる管理的権限をコンサルタントは有さないのです。

又,このコンサルテーションを通じて,事例を抱き込むことの危険性に気づき,地域の在宅介護支援センターへつなげる必要性を認識している。この点をさらに進めれば,保健婦やボランティアビュローなどといったネットワークに乗せることも考えられます。

以上のように支持機能やネットワーク機能を 有するコンサルテーションを有効に活用してい く必要があります。

おわりに

おおまかに見れば福祉国家と言われている国 の多くが、営利・非営利の多元的な供給主体が 整備するサービスを、福祉サービス消費者が自 らのニーズに応じて自由に選択し,契約締結後 これを購入する、といった消費者主導の福祉供 給・利用のありかたに向かいつつあります。し かしながら、それは社会福祉サービス利用者の 根本的な問題解決にはなりません。というのも, 彼らが被っている様々な不利益は、サービス供 給主体との関係以上に、一般の社会的・政治的・ 経済的位置関係からもたらされているからです。 その辺りの解消を「エンパワーメント」「アドボ カシー」「権利」という方策に求めるのは無理が あるといえます。しかし、「社会福祉サービス供 給と利用者との狭い関係において達成可能であ ろう」いう限界を踏まえれば、「スティグマ」を 付与されがちな社会福祉サービス利用者にとっ て、自らの生活を擁護するための「エンパワー メントーや「アドボカシー」の概念は、欠かせ ない方策であると言えます。同様に社会福祉援 助技術としてコンサルテーションももっと普及 されてよいと思います。そして、これらの概念 や技術を駆使して, 社会福祉サービス利用者に 対する抑圧的構造や人権侵害の状況を是正して いくことの意義は決して低く見積もられるもの ではありません。

人は病気であろうが、痴呆であろうが、障害があろうが自己の存在を常に追求しており、その証明を介護者あるいは家族や他の人との、社会との関わり合いから見つけだそうとしています。しかしながら、疾病や障害はその関わり合いを妨げます。病者も、痴呆性高齢者も障害者も皆、自己のアイデンティティの構築作業の途上であり、自己の存在を絶えず実感しようとエンパワメントしているのです。それは同様に家族にも当てはまります。これからの社会福祉援助実践は、その関係の中で互いにパートナーと

しての信頼を築き、当事者や家族がエンパワメントを促せるように支援し、当事者・家族と共にアドボケイトしていくことが望まれます。そして、そのような社会福祉援助実践を担える福祉人材を社会福祉現場と協労して作り上げていくことが望まれており、又同時にそれが社会福祉専門職養成校としての社会的責務だと言えます。

(第1・2・3章は,大谷悟担当)

【補 注】用語説明

(1)ピープル・ファースト運動

1974年アメリカで始まった知的障害者の自立生活運動で、ピープル・ファーストとは、「知的障害者は障害者である前に、まず第一に人間である。」という意味です。

彼らは次のように言います。

- ①大人になってもこどものように扱われてきた。
- ②自分の考えを主張したり,自分の生き方を 自分で決めたりする機会を奪われてきた
- ③「烙印」を押され、姓ではなく自分の名前 (例えば、「太郎」とか「花子」とか)で呼 ばれてきた。
- ④施設や病院の中に閉じ込められてきた。
- ⑤市民としての自分や権利や責任について教 えられることがなかった。
- ⑥自分でいきていけること,働けること,社 会に参加して貢献できること,そうした自 分の力を社会に示す機会を奪われてきた。
- ⑦自分の生き方を選ぶことができないと見な され、決まった生き方を親や教師や施設や 政府から押しつけられてきた。
- ⑧価値ある者とは見られず、人間としての尊厳を認められなかった。

このような有り方を変革しようと,草の 根的にアドバイザーの支援を得て活動を始 めました。

(2)自立生活運動

1960年代にカリフォルニア州バークレー大学 で故エドワード・ロバーツ(彼はポリオによる 四肢麻痺で電動車いすに乗り、人工呼吸器を常 に使わねばならなかった。)等によって提唱された。1972年、彼らはバークレー市に「障害をもつ人による障害をもつ人のための組織として」自立生活センターを設立した。このセンターでは、1)障害のある人が町で生活する上で必要な情報、2)自立生活技術訓練、3)ピア・カウンセリング(障害を持つ仲間による援助)、4)アドボカシー(権利を主張し、その主張によって社会を変える)などを行った。この運動が全米に広がると共に、我が国にも多大な影響を与え、1995年「障害者プラン=ノーマライゼション7カ年戦略」の中にもその考え方が取り入れられ、1996年の市町村生活支援事業の中でほぼ同様の内容をもった事業を始めるところとなっているのである。

(3)セルフアドボカシー

「自分達の為に、自分達が発言して、自分自身が行動し、人間としての自分達の権利の為に立ち上がる。」例えば、話し合いや、コンサート・演劇などに参加することで、障害者に対する誤った考えを持っている人を啓発し、自己の存在を主張すること。

(4)セルプヘルプ

「自分達がグループを作り、相談したり、経験を分かち合って、自分達の言葉を持つことで、 自分や回りの人や社会を変えて行こうとすること。」

巻末資料(社会福祉士養成) 1 社会福祉士養成校等における授業科目の目標及 び内容

昭和62年2月12日社庶務第26号 各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知 社会福祉士養成校等における授業科目の目標及 び内容

【社会福祉援助技術演習現場実習】 (目標)

- 1.現場体験を通して社会福祉専門職(社会福祉 士)として仕事をするうえで必要な「専門知 識」,「専門援助技術」及び「関連知識」の内 容の理解を深める。
- 2. 「専門知識」,「専門援助技術」及び「関連知

識」を実際に活用し、介護を必要とする老人 や障害者等に対する「相談援助業務」に必要 となる資質・能力・技術を習得する

- 3.職業倫理を身につけ、福祉専門職としての自 覚にもとづいた行動ができるようにする。
- 4. 関連分野の専門職との連携のあり方及びその 具体的内容を理解する。

(内容)

社会福祉援助技術現場実習には下記の内容を 必ず含めることとする。但し、3,4 は必要に応 じ行うものとする。

- 1 実習オリエンテーション
- 2 視聴覚学習
- 3 現場体験学習
- 4 見学実習
- 5 専門援助技術実技指導
- 6 面接実技指導
- 7 記録実技指導
- 8 評価. 効果測定実技指導
- 9 配属実習
- 10 実習記録に基づく実習総括レポートの作成

11 全体総括会

(注)社会福祉援助技術現場実習を効果的にすすめるため、実習生用の「実習指導マニュアル」 及び「実習記録ノート」を作成すること。

- 2 配属実習に際しては、健康診断等の方法 により、実習生が良好な健康状態にあるこ とを確認したうえで配属させること。
- 3 配属実習は最低 4 週間 (180時間) 以上とし、事前、実習中、事後の個別指導を 充分に行うこと。
- ア) 実習前においては下記の点に留意して個 別指導を行うものとする。

A 実習生が,実習の意義,目的を理解し, 実習にたいする意欲をもつようにする。

- B 実習生にスーパービジョンの意義と実習 指導体制について十分理解させる。
- C 実習生に自己の選択した実習分野と施設について基本的な知識をもたせる。
- D 実習生に実習先で必要とされる専門援助 技術の基礎について十分理解させる。

- E 実習生にプライバシーの保護と守秘義務 等について十分理解させる。
- イ) 実習中においては、下記の点に留意して 個別指導を行うものとする。

A 利用者を理解し、ニーズを把握する能力を強める。

- B 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)と援助関係を作る能力を強める。
- C 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)の問題解決能力を高めるように援助する能力を強める。
- D 施設・機関・団体等の職員やボランティアとの人間関係を形成する能力を強める
- E 福祉専門職(社会福祉士)としての職業 倫理,施設・機関・団体の運営や職員の就 業などに関する規定を学び、組織の一員として 仕事を計画し責任を果たす能力を強める
- F 実習生が、当該実習施設がコミュティの中の機関・施設であることを理解するとともに、具体的なコミュニティへの働きかけについて学び、その援助のための能力を強化する。
- G 福祉専門職(社会福祉士)のあるべき姿と必要な能力を実際学び、自己を客観視し、解決すべき自己の課題を明確化し、理解を深める。
- ウ) 実習後においては, (イ)の各項目の達成 度を評価し,必要な個別指導を行うもの とする。
- 4 配属実習が効果的に行われよう,実習担 当専任教員と実習先の実習指導担当者が十分 協議して,実習生個人ごとに明確な実習計画を 策定すること。
- 5 実習先は、巡回指導が随時可能な範囲で 選定すること。
- 6 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評定を十分尊重すること。

介護福祉士養成校における授業科目の目標及び 内容ついて

昭和62年2月12日社庶務第26号

各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知 【介護実習指導】

≪目標≫

- 1. 講義,演習,学校内実習で学んだ知識に基づいて介護福祉利用者との人間的な関わり合いを深め,介護福祉利用者が求めている介護のニーズに関する理解力,判断力を養う。
- 2.日常生活援助に関する介護技術能力を深めると同時に各種の介護を助ける住生活設備や介護機器の知識と活用能力を養う。
- 3.指導者のスーパービジョンを受けながら介護 の計画のたて方や記録の仕方について学び、 チームの一員として介護を遂行する能力を養 う。
- 4.施設の運営や在宅介護との連携並びに通所ケアープログラムにも参加し、障害者や高齢要介護老人の処遇全般における介護職務の理解を深める。

≪内容と指導指針≫

学生の講義,演習,学校内実習の進度に応じて,3段階にわけて実習させることが望ましい。 1.第1段階(2~3週間)

コミュニケーション関係が比較的可能な障害 者施設と老人施設を実習施設とし、介護福祉利 用者との人間的ふれあいを通じて、介護福祉利 用者の自助におけるニーズと介護の機能ならび に施設職員の一般的な役割について学ばせうる 内容とする。

その為,指導者は2~4名の介護福祉利用者 を学生のために定めて初歩的な日常生活援助を 指導する。

又, 1週のうち1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることにする。

2. 第 2 段階 (4~5週間)

重度生活障害を有する障害者または老人施設 を実習施設とし、障害レベルに応じて求められ る介護の技術的適用の評価と適正な技術の用い 方について学ばせうる内容とする。

又, 医療・看護との関連で独自判断で行って はならない仕事と連携の方法についても学ばさ れる。

指導者の指導方針は第1段階に準ずるが、よ

108

り多くのケースカンファレンス時間を準備し, 介護福祉利用者の介護ニーズに対応した技術水 準の向上に留意する。状況によっては 帰校日を定めることを企画してもよいこととす る。

3. 第 3 段階 (4 週間)

施設運営のプログラムに参加し, 処遇全般に ついて理解させると同時に個別介護計画、記録 の方法について学ばせ、チームの一員として介 護を遂行できるような現任準備教育を行う。

指導者の指導指針は第2段階に準じるが、状 況によって, 夜勤または在宅介護プログラム導 入ができればより望ましい。

また、学生の進路希望に添って実習施設を用 意できることも考えてよいが、その成果は学生 全体のこととして発表させうるような教科プロ グラムを別に用意する。

(注)障害者には障害児を含む。

【介護実習】

≪目標≫

- 1.体験学習の意義の重要性について理解させ
- 2.体験学習を通じて学校内で学んだ知識,技 術、態度を具体的かつ実際的に理解でき るよう指導する。
- 3.修得した学校内諸学習を応用し、実践的な 技術等を体得できるよう指導する。
- 4.回後福祉専門職としての自覚を促し、専門 職に求められる資質,技能,自己にもと 求められる課題把握等,総合対応能力を修得で きるよう指導する。

≪内容≫

- 1. 実習前のオリエンテーション
 - 1) 実習の目的
 - 1 なぜ施設実習が必要かカリキュラムのなかの実習の意味 と重要性の理解
 - 2 1年次, 2年次それぞれの学校として実習課題 (目標) を把握させる
 - 3 学生各自の実習への期待と自己目標をたてる。目的意識 の明確化(言語化,文章化して,実習ノートに記載させる。)
 - 2) 実習先,施設についての一般的理解
 - 1 施設の種類と処遇対象,処遇内容の確認
 - 2 準拠法令等を調べ、理解する
 - 3 施設側から実習に関する諸注意事項についての確認と必 要な準備
 - 4 各実習生から得られた資料等による実習への諸注意
 - 3) 実習記録の書き方
 - 1 実習ノートの使い方、書き込み手順
 - 2 実例に基づきながら記録の必要性と表現方法等の説明
- 2. 実習中 (通年の場合), あるいは実習直後の (集中の場合) のグ ループ・スーパービジョン
 - 1 実習での感想を話し合う (疑問点, 反省点を含めつつ言語化へ
 - 2 他の学生の意見、感想を聞きながら、または意見交換し ながら, 自分の経験の再検討
 - 実習前にたてた自己目標と学校の実習課題についての検|・学校側の課題ついて施設側か

施設との連絡打ち合わせ

- · 見学実習
- ・集中実習(分散実習を含む)
- 継続実習(通年)
- ・それぞれの各施設との連携
 - ・学校としての課題
 - ・施設側の実習生への諸注意 事項

集中(分散集中含む)の場合 実習中に随時施設訪問して指導 担当者と面談

- 実習の進み具合
- ・学生の実習への取り組み態度 など

新しい社会福祉援助実践の展開

討

- 4 必要に応じて新しい自己目標の立て直し
- 3. 実習後のグループスーパービジョン(自己の客観視のために)
 - 1)専門職者としての自己について考える
 - 1 福祉専門職者としての自己について
 - 2 就職にむけてての方向づけ、意志の明確化
 - 2)介護福祉利用者だけでなく,施設内外の人間関係 (職員,家族,地域)について検討
 - 3) 施設からの実習評価表をみて、自己評価
 - 4) 実習全体の総まとめ、レポート作成

ら協力が得られているかについて

・通年実習の場合: 随時訪問 内容は上に同じ

・実習後の学生の変化、教員の 所感等を施設側にフィードバックする(翌年へのよりよい 準備と、相互の協力関係を深めるために)

New Development of Social Work Practice Theories

—Toward Cooperating with Social Work Practice and Social Work Practicum—

Shinichi MATSUMOTO Satoru OTANI

Now, social welfare is undergoing many drastic changes toward 21th century in Japan. We have to change how to teach and educate social work and welfare in our university according to the such changing structure of social welfare.

This paper deals at first with the system of social work practicum (field work) in our curriculum, and next with the recent trend & content of social work practice theories. This paper introduces the ideas of "Empowerment" and "Advocacy" as new social work skills to assist the dependent people, and examines the supporting system to help their self-reliance.